

令和4年度 高校生祭典参加手続き説明会

1 高校生祭典参加手続きの流れ

(1) 高校生祭典参加に関する申し入れ

様式① 令和4年度 菊川市「地区祭典」高校生参加に関する申入書… P 3

(2) 申し入れに対する回答書の受領

様式② 高校生の令和4年度菊川市「地区祭典」参加について(回答)… P 4～5

(3) 各自治会にて参加届の配布と回収(祭典委員長⇄高校生) ⇒ 8/19(金)まで

様式③ 高校生祭典参加手続きについて(通知文書)… P 6

様式④ 菊川市「地区祭典」参加届 … P 7

様式⑤ 菊川市「地区祭典」参加のきまり … P 8

(4) 参加者名簿・感染対策ガイドラインの提出 ⇒ 8/31(水)まで

(祭典委員長→教育委員会)

様式⑥ 菊川市「地区祭典」参加者名簿 … P 9

(5) 高等学校宛に参加者名簿を提出(教育委員会から各高等学校に送付)

各自治会から提出のあった参加者名簿を、教育委員会で集計し、学校別に加工して各高等学校に送付します。

注1 (1)・(2)は今回の説明会に先立ち、教育委員会と掛川地区公立高等学校校長会との間で手続きが済んでいます。校長会からの回答書の受領をもって、本年度の地区祭典への高校生の参加が承認されました。

(3)・(4)部分の手続きを自治会の皆様にご協力いただきます。

注2 今回の祭典参加申し入れ手続きは、掛川地区の公立高校との間で交わしているものです。他地区の高校や私立高校に対しては「菊川市の祭典は、掛川地区において承認を得ている」ということをご理解いただき、参加の配慮をお願いしています。そのため、学校によっては異なる手続きが必要な場合があります。その際は、各学校の指示に従ってください。

2 自治会の皆様にお願ひする手続き

(1) 各自治会での参加届の配布と回収（祭典委員長⇔参加を希望する高校生）

様式③～⑤を1セットにして、各自治会の高校生に該当する年齢の人数分配布いたしました。該当者に配布をお願いします。

参加を希望する高校生は 様式④菊川市「地区祭典」参加届に必要事項を記入・署名をし、8月19日(金)までに祭典委員長へ提出するよう周知をお願いします。

提出された参加届の原本は自治会で保管してください。

(2) 参加者名簿・感染対策ガイドラインの提出（祭典委員長→教育委員会）

各自治会の祭典委員長は、高校生から提出された様式⑤菊川市「地区祭典」参加届を参照の上、様式⑥菊川市「地区祭典」参加者名簿を作成し、地区で定めた感染症ガイドラインとあわせて教育委員会へ提出してください。

FAX、メールによる提出も受付しています。

提出物 : ①参加者名簿（様式6）

②感染対策ガイドライン（任意の様式）

提出期限 : 8月31日(水)

提出方法 : 持 参 社会教育課 社会教育係（菊川市中央公民館）

菊川市下平川6225 TEL : 73-1114

FAX 0537-73-6863

メール shakai@city.kikugawa.shizuoka.jp

⑤参加届、⑥参加者名簿の様式は、菊川市のホームページからダウンロードできます。

http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/shinseisho_index.html

菊川市ホームページ >> 申請書ダウンロード >> 社会教育課

・『菊川市「地区祭典」参加届』（ワード文書、PDF）

・『菊川市「地区祭典」参加者名簿』（エクセル文書、PDF）

掛川地区公立高等学校長会長 様

令和4年度 菊川市「地区祭典」高校生参加に関する申入書

情報通信社会の高度化、少子・高齢化社会の到来など青少年を取り巻く環境はいま、私たち大人が子どもであった頃とは比較できないほど大きな変貌を遂げており、こうした社会環境の変化は、青少年の社会的行動や価値観、意識構造にも大きな影響を与えています。

大多数の青少年は豊かな社会の恩恵を受けながら健やかにのびのびと成育しており、これからのわが国の更なる社会変化に十分対応できるような資質を身につけているといえます。

しかしながら、薬物乱用の低年齢化等、反社会的な行動に走る青少年や、学校生活になじめない、交友関係や社会生活に溶け込むことができないなど、非社会的行為を繰り返す青少年も少なくありません。

このような情勢のなか、青少年が進んで地域社会のなかに飛び込み、学校や家庭と異なった世界のなかで他では学ぶことのできない様々な体験をすることで、豊かな社会性や創造性などの「生きる力」を身につけていくことが期待でき、また地域住民にとっても青少年との貴重な交流の場となり、「地域の子は地域で守り育てる」という意識の啓発に大きく寄与することが予想されます。

菊川市においては、学校や地域のご指導もあり、各地区の祭典に参加する高校生は、各地域において若者らしい元気で明るい態度で祭典に参加し、現在では次代の担い手として欠かすことのできない存在となっております。

本年度の祭典も、高校生については保護者・祭典役員等細心の注意の下、役割分担を明確にし、市及び、地区のきまりを周知徹底したうえで参加させていただきたいと考えております。

つきましては、関係書類を添えて申し入れしますので、上記趣旨をご理解いただき、高校生の祭典参加について特段のご配慮、ご指導をくださるようお願いいたします。

令和4年6月6日

菊川市連合自治会
会長 酒井幸寛

菊川市青少年健全育成市民会議
会長 長谷川寛彦

令和4年6月13日

菊川市連合自治会

会 長 酒井 幸寛 様

菊川市青少年健全育成市民会議

会 長 長谷川寛彦 様

静岡県立掛川西高等学校
校 長 廣 住 諭
(掛川地区公立高等学校長会会長)

高校生の令和4年度菊川市「地区祭典」参加について (回答)

令和4年6月6日付菊教社第101号にて依頼のありましたこのことについて、下記の条件を付して、高校生の菊川市「地区祭典」への参加を認めます。

記

- 1 菊川市 11 地区に在住する掛川地区公立高等学校の生徒を対象とし、参加は本人及び保護者の同意に基づいたものであること。
- 2 主催者は、祭典中に事故又は問題行動が起きないように責任ある指導体制を確立するとともに、万一事故又は問題行動があった時は、迅速に適切な措置を取ること。
また、発生した事故及び問題行動に対しては、主催者、保護者並びに本人が責任を持つこと。
- 3 無形文化財、伝統文化、伝統的余興等郷土の伝統文化の伝承を担っての参加であること。
- 4 「申し入れ書」に記載されている諸事項を遵守すること。
- 5 新型コロナウイルスへの感染対策を徹底すること。感染状況が悪化した場合は、各地区の責任において適切な対応をとること。



静岡県立掛川西高等学校
担当 教頭 宮澤和美
電話 0537-22-7165

付記

- 1 祭典中に生徒が事故又は問題行動を起こした場合は、当該校は生徒に事情を確認した上で適切な指導を行う。
- 2 高校生の地域における日常生活並びに社会参加には、祭典に限らず健全育成という視点から、一層の御尽力をいただきたい。

要望事項

- 1 万一事故や問題行動のあった場合には、主催者が当該校に連絡し、当該校と連携をとってください。
- 2 高校生が屋台の手木に入る場合には、危険防止に十分配慮するように御指導ください。
- 3 他の学区の公・私立校においては、参加を許可していない学校もあるので、それぞれの学校の許可がなければ生徒を参加させないでください。
- 4 夜9時以降の生徒の行動に対しても、高校生の健全育成という立場で地域でも御指導ください。

様式③

令和4年6月29日

高校生各位
(保護者様)

菊川市連合自治会
会長 酒井 幸寛
(社会教育課扱い)

令和4年度 高校生祭典参加手続きについて

向夏の候、いかがお過ごしでしょうか。

さて、本年度も市内各地区において秋の祭典が実施されます。参加を希望する高校生は、自分の所属する地区へ参加届を提出する必要があります。下記のとおり祭典参加届を提出するようお願いいたします。

記

- ◎提出書類 『菊川市「地区祭典」参加届』
※参加届に記入、署名をし、8月19日(金)までに
各自の地区祭典委員長へ提出してください。

参加にあたっては、裏面『菊川市「地区祭典」高校生参加のきまり』及び各地区のきまりを厳守してください。

担当 社会教育課 社会教育係
電話 73-1114 FAX 73-6863

様式④

参加を希望する高校生は各自治会の祭典委員長に提出
原本は各自治会で保管

菊川市「地区祭典」参加届

_____ 地区祭典委員会

委員長 _____ 様

令和4年 ____ 月 ____ 日から ____ 月 ____ 日にかけて開催される菊川市 _____ 地区
祭典について、同地区祭典高校生参加のきまりの遵守を誓い、参加いたします。

令和4年 ____ 月 ____ 日

[参加高校生] 氏名 _____

_____ 高等学校

_____ 年 ____ 組

[保護者] 住所 菊川市 _____

電話 (_____) _____

氏名 _____

様式⑤

菊川市「地区祭典」高校生参加のきまり

※ 高校生は下記の菊川市「地区祭典」参加の決まりを十分に理解し、この決まりを守れる生徒だけが保護者の責任の下、各自の地区祭典委員長へ参加届を提出した上で祭典に参加すること。

- 1 参加は自由とする。ただし、参加する高校生は、各地区祭典委員長宛に参加届を提出する。
- 2 自分の置かれた立場を自覚し、法律に定められた事項を尊重する。
- 3 絶対に飲酒・喫煙をしない。（大人は絶対に飲酒・喫煙をさせない。）
- 4 無断で他の地区の屋台（山車）は引かない。
- 5 地域における伝統文化・伝統的余興の担い手として、祭典のための役割を受け持つ。（大人は高校生に準備、運営、片付け等の役割を与える。）
- 6 各地区での取り決めを守る。
- 7 各地区の祭典役員の指示に従う。
- 8 各地区で定められた正装で参加する。
- 9 高校生は、ひと目でわかる目印をつける。
- 10 祭典参加時間は午後9時までとし、その後はすみやかに帰宅する。（時間厳守）
- 11 発生した事故及び問題行動に対しては、保護者及び本人が責任を持つ。
- 12 各地区で定められた感染対策を守る。

様式⑥

送付先 菊川市教育委員会社会教育課 社会教育係 行
 FAX : 0537-73-6863
 E-mail : shakai@city.kikugawa.shizuoka.jp

菊川市「地区祭典」参加者名簿

No	氏名	高校名	学年	組	
1					
2	高校生から提出された「参加届」を元に 自治会が参加者名簿を作成し 社会教育課へ提出				
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

上記高校生の祭典参加を認めます。

菊川市 _____ 地区祭典委員長
 ※自治会名 等

氏 名 _____